

## 川西町自家用有償バス車両広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川西町自家用有償バス(以下「コミュニティバス」という。)を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働を図りつつ、町の財源を確保し、もって町民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バス車両 コミュニティバスに使用する下記車両をいう。

車台番号	自動車登録番号
KDH223-0020229	奈良 200 さ 1473

(2) 広告掲載 コミュニティバスに民間企業等の広告を掲載することをいう。

### (広告の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉き損のおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (8) 社会問題についての主義主張
- (9) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 個人又は法人の名刺広告
- (13) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (14) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でない町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、町長が別に定める。

### (広告の色彩等)

第4条 バス車両に掲載することができる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) バス車両の運行上の支障となるもの

- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 都市景観との調和をそこなうもの
- (5) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの  
(広告の取付箇所等)

第5条 バス車両に掲載する広告の取付箇所及び規格は、別に定めるものとする。

(広告の掲載方法等)

第6条 バス車両への広告掲載方法は、別に定めるものとする。ただし、バス車両本体に直接表示する方法はできない。

2 広告掲載期間終了後は、速やかに広告を取り外すものとする。

(広告掲載期間)

第7条 広告掲載期間は、月の初日から末日までの期間を1月とする単位で最長1年間とする。また、継続掲載の申し出があった場合、延長できる広告掲載期間についても同様とし、同一広告内容の継続回数は1回を限度とする。なお、バス車両が車検、修理及び事故等により代替車両による一時的な運行を行った場合は、広告掲載期間であっても掲載は行わないものとする。

(広告の募集方法及び募集期間)

第8条 広告の募集は、広報かわにし又は川西町ホームページ等により、その都度期間を定めて募集する。なお、募集期間内に募集枠を満たさない場合又は、広告掲載枠に空きがでた場合は、随時受け付けるものとする。

(広告掲載の申込手続等)

第9条 バス車両へ広告掲載をしようとするもの(以下「申込者」という。)は、コミュニティバス車両広告掲載申込書(新規)(第1号様式)又は継続の申し込みにあつては、次条第1項で決定された広告掲載期間終了日の60日前までにコミュニティバス車両広告掲載申込書(継続)(第2号様式)に広告案を添付して、町長に提出するものとする。なお、継続の申し込みにあつては、広告内容に変更のない場合、広告案の添付を省略することができる。

2 申込者またはその代表者は、それらが納付すべき市区町村税を広告掲載申込時において完納していなければならない。

(広告掲載の決定等)

第10条 町長は、前条の規定による申込みがあつたときは、申込順に受付を行い、必要と認める場合は、別に定めるコミュニティバス運行関係機関(以下「関係機関」という。)に意見を求めた後、第8条に規定する募集期間終了日の翌日から14日以内に当該広告の掲載可否を決定するものとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項において、申込者が当該広告掲載の募集数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。

(1) 第1順位

町内に本社、若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(2) 第2順位

町内に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3順位

前号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体

- 3 申込者の前項各号に定める順位が同じのときは、先着順により決定する。
- 4 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等を申込者に対し、コミュニティバス車両広告（掲載・不掲載）決定通知書（第3号様式）により通知する。

（広告掲載料及び広告掲載開始）

第11条 広告掲載料は、別に定める。

- 2 前条第4項により、広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定した期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。
- 3 広告主は、前項に規定する広告掲載料の納付を町長が確認した日の属する月の翌月の初日から広告掲載を開始できるものとする。ただし、広告掲載に関し、バス車両への取付作業等について、コミュニティバス運行业務担当課と十分打ち合わせを行い、これに従わなければならない。

（費用負担等）

第12条 広告の作成費用、バス車両への取付費用、掲載期間が終了したとき若しくは掲載を中止したときの撤去費用及び処分費用その他バス車両に掲載する広告に係る費用は、広告主が負担しなければならない。

- 2 広告の撤去作業その他において、広告の素材等に起因して車体塗装の剥離等が生じたときは、広告主が原状に復さなければならない。
- 3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に町または第10条第1項に規定する関係機関の責において広告の破損等が生じたときは、町または関係機関が原状に復さなければならない。

（広告内容等の変更）

第13条 広告主は、バス車体への広告掲載内容に変更があるときは、コミュニティバス車両広告掲載内容変更届（第4号様式）により、変更日の14日前までに町長に届け出なければならない。

（広告掲載の取消し）

第14条 町長は、次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定した期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込がないとき。
  - (2) 指定する期日までに広告案の提出がないとき。
  - (3) 広告主から掲載取り下げの申し出があったとき。
  - (4) 広告の内容等が変更され、広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、町長が必要と認めるとき。
  - (5) 前各号に規定するもののほか、広告掲載が適切でないと町長が認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広告主にコミュ

ニティバス車両広告掲載取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。  
（損害賠償請求）

第15条 前条第1項第4号または第5号に該当する事由により町が被害を被ったときは、町長は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができる。

2 町及び広告主は、前項に規定する事案が発生した場合、その事案解決のため、誠実な対応をしなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、広告掲載を取り下げるときは、コミュニティバス車両広告掲載取下届（第6号様式）により、広告掲載取下日の60日前までに町長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第17条 広告掲載料は、還付しない。また、バス車両が車検、修理及び事故等により代替車両による一時的な運行を行った場合も日割計算による還付は行わない。ただし、広告主の責めに帰さない事由であって10日以上コミュニティバスの運行を休止することにより広告の掲載が出来なくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により還付する場合、納付された広告掲載料から広告掲載料を広告掲載した期間（1月に満たない場合は1月）で乗じた額を差し引いた金額を還付するものとする。

3 前項の規定により還付される広告掲載料を受けようとする者は、コミュニティバス車両広告掲載料還付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（広告主の責任）

第18条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負う。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、バス車体への広告掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 （平成26年告示第37号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 （平成27年告示第2号）

この要綱は、平成27年1月7日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

コミュニティバス車両広告掲載申込書（新規）

年 月 日

川西町長 殿

所在地  
 名 称  
 代表者氏名  
 電話番号

印

コミュニティバス車両への広告掲載について、次のとおり申し込めます。

掲載希望期間	年 月 から 年 月 までの 月間
広告掲載場所	
広告の概要	※広告で使用するフレーズなど
広告主の概要	※事業内容や活動内容など
提出書類	広告原稿(案) 会社案内等(会社概要のわかるもの) その他( )
連絡先	担当部署 : 担当者氏名 : 電話番号 : F A X : E - m a i l :
その他	○ 申請にあたり、川西町自家用有償バス車両広告掲載要綱その他関係法令を遵守します。 ○ 申請にあたり、コミュニティバス運行业務担当課が町税滞納の有無に関する情報を収税担当課に照会・確認することに同意します。

第2号様式（第9条関係）

コミュニティバス車両広告掲載申込書（継続）

年 月 日

川西町長 殿

所在地  
 名 称  
 代表者氏名  
 電話番号

印

コミュニティバス車両への広告掲載について、次のとおり申し込みます。

掲 載 希 望 期 間	年 月 から 年 月 までの 月間
広 告 掲 載 場 所	
広 告 の 概 要	※広告で使用するフレーズなど
広 告 主 の 概 要	※事業内容や活動内容など
提 出 書 類	広告原稿（案） 会社案内等（会社概要のわかるもの） その他（ ）
連 絡 先	担当部署 : 担当者氏名 : 電話番号 : F A X : E - m a i l :
そ の 他	○ 申請にあたり、川西町自家用有償バス車両広告掲載要綱その他関係法令を遵守します。 ○ 申請にあたり、コミュニティバス運行業務担当課が町税滞納の有無に関する情報を収税担当課に照会・確認することに同意します。

第3号様式（第10条関係）

コミュニティバス車両広告（掲載・不掲載）決定通知書

年 月 日

申込者 様

川西町長 印

年 月 日付けで申請のあったコミュニティバス車両広告掲載については、  
下記のとおり（ 掲載 ・ 不掲載 ）を決定しました。

記

決定通知番号	第 号	
広告の規格 取付箇所 掲載方法	規 格	
	取 付 箇 所	
	掲 載 方 法	
広告掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
広告の内容		
却下の理由		

第4号様式（第13条関係）

コミュニティバス車両広告掲載内容変更届

年 月 日

川西町長 殿

所在地  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

印

コミュニティバス車両への広告掲載について、次のとおり変更したいので届け出ます。

・ 変更内容

変 更 項 目	変 更 内 容	変 更 開 始 日 年 月 日
		年 月 日

第5号様式（第14条関係）

コミュニティバス車両広告掲載取消通知書

年 月 日

広告主 様

川西町長 印

年 月 日付けで決定しましたコミュニティバス車両広告掲載については、  
下記のとおり取り消しました。

記

決定通知番号	第 号	
広告の規格 取付箇所 掲載方法	規 格	
	取 付 箇 所	
	掲 載 方 法	
広告掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
広告の内容		
取消の理由		

第6号様式（第16条関係）

コミュニティバス車両広告掲載取下届

年 月 日

川西町長 殿

所在地  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

印

コミュニティバス車両への広告掲載について、次のとおり掲載を取り下げたいので届け出ます。

取 下 年 月 日	
取 下 理 由	

第7号様式（第17条関係）

コミュニティバス車両広告掲載料還付請求書

年 月 日

川西町長 殿

所在地  
 名称  
 代表者氏名  
 電話番号

印

コミュニティバス車両広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求期間	年 月 から 年 月 まで (計 月分)		
請求金額	円		
還付理由			
還付方法	※ どちらかに○印を付けてください 1 現金（役場に来庁する） 2 金融機関への振込		
振込希望 金融機関	銀行 ・ 信用金庫 ・ 農業協同組合		
	支店		
	※ 代表者等の口座 を記入して下さい。	普通 ・ 当座 ・ その他	口座番号
	ふりがな 口座名義人		

